

お申込み前に必ずお読みください。

重要事項説明書

電気事業法第2条の13の規定に従い、電力供給契約を締結するにあたり重要事項を説明いたします。
その他詳細の約款についてはHP記載の内容を必ずご確認ください。

電力供給約款 掲載URL : <https://dspower.jp/personal/>

| | | | |
|--------------------|--|------------|---------------------|
| 小売電気事業者 (契約当事者) | 株式会社 再エネ思考電力 小売電気事業者登録番号 A0670 〒791-8042 愛媛県松山市南吉田町30-1 お問い合わせ窓口 電話／089-908-5501(代表) 受付時間／9:00～18:00(平日) Eメール／info@dspower.jp | | |
| 申込方法 | 当社ホームページ内申込フォーム又は所定のお申込用紙に必要事項をご記入しお申し込みください。 | | |
| 供給電圧 | 100V/200V | 周波数 | 東日本 50Hz / 西日本 60Hz |
| 契約期間 | 契約期間は、ほかに定めのない限り、料金適用開始の日から、契約種別に応じて1年後、又は3年後の日の属する月の末まで。フリーソーラー契約を伴うお客様の期間は、電気供給契約の成立後、電気の供給開始日以降フリーソーラー契約期間満了まで。 | | |
| 契約更新の取扱 | 自動更新あり | 事務手数料 | 加入時2,500円 |
| 契約容量 | 申込用紙に記載の通り | 契約メニュー | 申込用紙に記載の通り |
| 計量方法 | 一般送配電業者設置の電力量計により計量 | 小売供給に関わる料金 | 料金メニュー表に記載の通り |
| 電気料金の算定期間 | 前月検針日から当月検針日前日までの期間。ただし、供給開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、供給契約終了した場合の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間。 | | |

提供条件

(1)電気供給サービス対象者

以下、すべての条件を満たすお客様が対象となります。
○契約電力50kW未満の低圧契約であること○東北電力・東京電力・中部電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けており、再エネ思考電力電気供給約款に承諾いただけること

(2)電気料金

電気契約者が契約に基づき支払う料金は基本料金、電力量料金、燃料調整額((お客様の契約地点のある、特定小売供給を行う小売電気事業者が毎月定める低圧供給に係る燃料費調整単価に当該月のお客様の使用電力量(キロワット時)を乗じた金額))および再生可能エネルギー発電促進賦課金(再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額)の合計といたします。

供給開始時期

お客様から当社へのお申込み完了後、送配電事業者によるスマートメーター設置などの必要手続きを行います。これら必要手続きの完了後、供給開始日が確定し、その供給開始日をもって当社の電気の供給が開始いたします。

お支払い

| | 支払い方法 | 支払期日 |
|----------|--|---------------|
| クレジットカード | 支払日はカード会社によって異なります。 | 原則として請求締日の翌月末 |
| 預金口座振替 | 支払日は原則として毎月27日になります。 | |
| 債権譲渡 | 当社は、お客様に対する電気料金債権を、当社が指定する第三者に譲渡する場合があります。 | |

(1)請求額のインターネットでの確認

毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。

(2)翌日請求分への合算

送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる場合、当該月の料金の一部又は全部を、翌日の料金請求時に合算してご請求させていただくことがありますので予めご了承ください。

(3)解約

お客様が次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気供給契約を解除することができます。

・お客様が料金の支払期日を過ぎてもなお支払いられない場合

・この条件書によって支払を要することとなった料金以外の債務(延滞利息、延滞通知手数料等その他この約款から生ずる金銭債務)を支払わない場合

・電気供給契約を解除した日が、最低利用期間に満たない場合は違約金が発生します。

違約金

契約種別及びお申込み時期によって、更新月を除き解約となる場合、契約解除料として9,800円(不課税)又は5,000円(不課税)をお支払いいただく場合がございます。

電気供給契約の変更手続き

氏名、名称、連絡用電話番号・メールアドレス、住所もしくは居所、又は請求書等の送付先に変更があったときは、原則として当社所定の様式によって当社に通知していただきます。

電気供給契約の終了

お客様が電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその終了希望日を定めて、当社に通知していただきます。

解約・変更手続き

(1)解約・変更の受付

お客様が解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたはお電話からお知らせください。

株式会社 再エネ思考電力 TEL 089-908-5501(代表) 受付時間9:00～18:00(平日) Mail : info@dspower.jp

(2)変更内容のお知らせ

お客様による契約の変更後、変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

工事および工事費の負担金

・供給設備の工事費負担金

お客様が新たに電気の使用を開始する場合、又はお客様がお客様都合による事情等により契約電力を増加する場合で、新設又は増設される配電設備もしくは特別供給設備、又はお客様の都合により供給設備を変更する場合において、託送供給等約款に基づいて当社が一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客様にその費用を支払っていただきます。

託送供給等約款に定められた需要家の責任に関する事項

(1)需要場所への立入りによる業務の実施

当社及び一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

(2)調査に対する協力

お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者登録調査機関に通知していただきます。

(3)保安等に対する協力

次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。
・お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の当社及び一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあることを発見した場合

・お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずる恐れがあることを発見した場合

・お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合

管轄裁判所

・延滞利息及び催告費等の請求

お客様との電気供給契約に関する一切の紛争については松山地方裁判所、もしくは、松山簡易裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

その他

・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。

・お申込みの際にお客様が契約されている小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性があります。

・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

・電気使用量及び電気料金のお知らせ、電気供給約款、契約締結前の供給条件等の各種説明、契約締結後の契約条件通知書面等は、書面での交付に代えて、ウェブサイト又は電子メール等の電磁的方法により交付いたします。

個人情報の利用目的について

・お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。

・契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者との間で共同利用いたします。

契約解除(クーリング・オフ)に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客様が契約解除(クーリング・オフ)を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

①当社からの勧説を受け、本申込書により契約を締結した日(その日の前に同法第4条または第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日)から起算して8日を経過するまでの間は、書面又は電子メールにより契約の申込みの撤回または契約の解除を行なうことができます。

②①に記載した事項に関わらず、お客様が、同社が同法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約の申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回もしくは契約の解除を行ななかった場合には当社が交付した同法第9条第1項ただし書または第24条第1項ただし書に定める書面を契約者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客様は、書面又は電子メールにより当該契約の申込みの撤回または契約の解除を行なうことができます。

③契約の申込みの撤回または契約の解除は、当該契約の申込みの撤回または契約の解除に係る書面又は電子メールを発した時に、その効力を生じます。

④契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約の申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。

⑤契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約にもとづき電気が提供されたときにおいても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。

⑥契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を授領しているときは、当社は、速やかに、その金額を返済いたします。

⑦契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係る電気の提供に伴いお客様等(同法第9条第1項または同法第24条第1項の申込者等をいう。)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【注意事項】切替日以降に契約解除(クーリングオフ)をされますと、電気が使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ新たな電気の契約を締結してください。

【Eメールアドレス】info@dspower.jp